

有村治子男女共同参画担当大臣、下村博文文部科学大臣、上川陽子法務大臣宛

国際婦人年連絡会 世話人 山口みつ子
實生 律子
紙谷 雅子

ストーカー行為規制法およびDV防止法を改正し、 交際相手からの暴力を根絶する環境づくりへの要望

内閣府男女共同参画局は「配偶者からの暴力被害者支援情報」としてDVに関して調査を行っていますが、デートDVを防止する取り組みは遅く、日々、交際相手による暴力的行為は後を絶たず、殺人事件も頻繁に起こっています。現時点では、法の不備も相まって、これらを規制、根絶できていません。

交際相手からの暴力（以下デートDV）の場合、交際相手と同居していない場合が多く、現在のDV防止法では対象外にされ、保護の対象にもなっていません。デートDVを、配偶者間の暴力と区別することは実態にそぐわないことです。また、「つきまとい行為」や傷害・殺人事件に発展することも多いので、ストーカー行為規制法を改正して、罰則を強化し、行為者に対する観察を強化することが必要です。

交際相手からの暴力の被害者を救済し、デートDVを根絶するためには、以下に述べる法改正および被害者の救済が必要です。また、男性も女性も加害者にならないための若者への性教育を含めた人権教育が必要です。

記

1. 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」において現在のDV防止法では、第28条2において「生活の本拠をともにする交際相手」も対象とされているが、デートDVを防止するために、同居していない場合の交際相手も対象にするよう法を改正し、被害者の保護・救済を重視すること。
1. ストーカー行為規制法の罰則を強化すべきである。
1. ストーカー行為規制法において、執行猶予期間中の保護観察を強化すべきである。
1. 初等・中等教育におけるジェンダー視点に基づいた人権教育（性を含む互いの人権を尊重する。暴力はいけない等）を学校教育に位置づけること。
1. 高等教育では、全員が受講するジェンダー問題の講義設定および、ジェンダー問題に関連した研究を推進すること。
1. 地域の社会教育では、ジェンダー視点に基づいた人権教育の学習プログラムを用意し、地域の住民に学習機会を提供し、またプログラム立案のリーダーを育てることに配慮する。また、PTA等の団体にも働きかけ、人権教育への学習機会を拡大すること。